

第2号様式(第12条関係)

令和5年度第4回大和市街づくり推進会議 会議要旨

- 1 日時 令和6年2月1日(木) 14時30分から16時28分まで
- 2 場所 大和市役所 本庁舎5階 第6会議室(ウェブ併用開催)
- 3 出席者 10名(うちウェブ出席1名)
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - (1)大和市空家等対策計画の策定について
 - (2)大和市街づくり推進会議分科会について
 - (3)みんなの街づくり条例について
 - (4)第22回大和市街づくり賞について
- 6 その他

【会議資料】

- ・次第
- ・資料1 大和市空家等対策計画の策定について
- ・資料2-1 大和市街づくり推進会議分科会の設置及び委員選定について
- ・資料2-2 大和市街づくり推進会議規則新旧対照表(案)
- ・資料3 令和5年度大和市みんなの街づくり条例に関する審議報告書(案)
- ・資料4-1 第22回大和市街づくり賞について
- ・資料4-2 第22回大和市街づくり賞リーフレット

■令和5年度 第4回 大和市街づくり推進会議 会議録■

[会議名称] 令和5年度 第4回 大和市街づくり推進会議

[開催日時] 令和6年2月1日(木)14時30分から16時28分

[開催場所] 大和市役所 本庁舎 5階 第6会議室(ウェブ併用開催)

[出席委員] 10名(欠席:1名)

[現地出席] 黒石 いずみ/杉崎 和久/三浦 由理/河村 奨/小幡 剛志/須賀 良二/山田 俊明/
星野 澄佳/平田 章

[ウェブ出席] ホーテス シュテファン

[欠 席] 大峰 英一

[事務局] 12名(街づくり施設部長、建築指導課長、建築指導課建築安全係2名、
街づくり推進課長、街づくり推進課街づくり推進5名、街づくり事業係2名)

[担当課] 街づくり施設部 街づくり推進課 TEL.046-260-5483

[傍聴者] 0名

[公開の状況] 公開

I. 会議次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 大和市空家等対策計画の策定について
- (2) 大和市街づくり推進会議分科会について
- (3) みんなの街づくり条例について
- (4) 第22回大和市街づくり賞について

3. その他

- ・街づくり推進会議分科会の設置について

II. 内容

1. 開会

2. 議題

(1) 大和市空家等対策計画の策定について

事務局（建築指導課）より、「大和市空家等対策計画の策定について」を説明

質疑応答（○…委員 ▼…市）

○：今後のスケジュールについての説明をお願いしたい。

▼：空家等対策計画について、今年度中に素案を作成予定である。本日は、事前に配布している資料を基に意見を伺いながら素案作りを進めていきたい。併せて、関係民間団体との調整等もあるのでその手続きを経て、素案として今年度中にまとめたい。次年度の推進会議で素案を提示し、パブリック・コメントや庁内手続きを経て上半期の末には策定をしていきたいと考えている。

○：前回の説明、意見を出したことへの対応の説明があったが、現段階で気になることがあれば個別の意見で構わないので発言していただきたい。会議終了後も気になる点があれば意見シートへ記入して提出いただき、それらを踏まえて素案を作成し、次年度に素案の説明をいただくということになる。現段階でなにかあるか。

○：前回の会議でも指摘したが、空き家所有者自ら問題意識を持って空き家について考えるケースはそれほど多くない。むしろ、地域の方々が空き家をどうしていくのか議論しているケースが多い。私が専門家派遣で行く際、空き家所有者からの相談は皆無であり、地域の方々から不安があるという相談がほとんどを占めている。資料に記載されている解決策が空き家所有者、もしくはその家族が行う対応にしか触れていない。もう少し、地域の方々に対して、施策や今後の取組みを説明する機会をアクションプログラムの方に入れたら良いのではないか。

○：意見聴取のため、意見として承ってもらいたい。

○：地域の方々に対して説明に行くことが必要ではないか。

▼：素案を説明するということか。

○：素案というより実際の空き家対策の施策を地域へ説明に行くという動きをした方が良いのではないか。計画書に記載するより、地域へ説明に行くというアプローチも有効な対策なので検討してもらいたい。

○：全くその通りだ。資料1の表1-3に「空き家の実態、市の取組等については、概要版を市民にわかりやすい形で作成し、公表していきたいと考えている」とあるので実施予定のことだと思う。空き家というものを都市計画的にどう捉えているかということ。つまり、除却すべきものなのか、活用すべきものなのか、それに対して市はどこまで責任を持つつもりでいるのか、というような説明がまずあるべきではないか。実施する方針が示されるべきだ。その際に方針を誰がどこで作成するのが記載されていないため、明確にできたら良いのではないか。

○：前者は目次構成を見ると、第4章までの間に記載されていると思う。この具体的な施策というのは段階的に発生抑制から流通促進があり、要は空家等対策の特別措置法の中で書かれている順序だ。

○：一般的な話である。

○：この資料に記載がないというより計画の中では記載される予定である。

○：一般的なことではなく、個別具体的に空き家の件数、分布している状況等は計画にあるのか。

○：現状と課題というところで、目次構成を見ると第2章のところか。

▼：前回配布した骨子案の資料の中では現状と課題であり、その現状と課題を踏まえたうえで基本方針をきちんと捉えて、それを基に施策展開をしていくという流れである。

- :その第2章現状と課題に方針が書かれているということか。
- ▼:現状と課題を踏まえて議論を通してという流れである。
- :計画書なので現状をきっちり踏まえているわけではない。ただそれがどれくらいのスケール感で押さえているのかという話はあるかもしれない。
- :承知した。
- :あと、実施主体をもう少し明確に、つまり、市がどこまでやるのか、例えば業界団体や地域組織と連携する・役割分担などプロセスは市が空き家対策のどこに責任を持ってやるかということを確認にした方が良いのではないかと、ということを言われている。
- ▼:空き家については法律の中でも所有者の責務として書かれている。第一はそこにあると思うので、市としていかに空き家にさせない意識づけ・動機づけを発生抑制から始めて利活用の方向へ上手く仕向けていくような取り組みを展開していければと考えている。
- :今の回答の場合、所有者が除却することができない問題を所有者が解決することになるのではないかと。
- ▼:最終的に空き家所有者が所有するものなので、例えば地域で空き家を活用したいと言っても所有者の理解がなければできない。そのような意味では所有者がどのような意向を持つかが大きなポイントである。
- :当然、所有者が意志決定しないとできないことで、代わりにやるわけにはいかない。それに加えて当然、所有者の役割はあるが、地域として空き家を課題だと考えている動きがあるので、その地域の街づくりとして空き家を捉えたいという人たちに対して何らかのアプローチ、対策、取組みとしてできることがあるのではないかと。パンフレットの配布だけでなく、地域の街づくり教育のようなことがあり、空き家に取り組もうと思ったら一緒に調査をするなど、本当は街づくり条例があり、街づくり活動があり、そこに結び付けるようなアプローチがあり得るのではないかと。
- ▼:当然、街づくりの中で空き家を活用していくという視点は大事だと思うので、今後利活用については広く検討していきたい。
- :利活用だけでなく発生抑制や地域の活動など色々あり、所有者だけでなく地域の役割がもっとあり得るところを書き込むと良いのではないかと。
- :これだけ個別評価の取組みの事例があると、市の担当職員も少ないだろうと思いつつ資料を読んだが、まず、優先度の評価が二重丸、かつ、意義効果が大きく手間と費用が小さいという項目から優先順位をつけてやらないと、市が本来の業務をやりながらやることは大変ではないかと。評価を作成したのだから優先度評価が良く、効果が大きく手間と費用が小さいものからやってみて成果が出れば来年度以降弾みがつくのではないかと。
- :自宅の近所でも空き家の問題は相当あるが主体的に動く人はいない。地域の人や、新規移住者がどうにかして所有者へ繋いでもらえないかと話をしたうえで所有者へたどり着く道筋がない。そこに市が入れば良いのではないかと。資料に対策で書かれている対象が、ある程度認識のある所有者になってしまうので、ある意味そこは放っておいても良い。そうではなく、興味がない所有者、あるいは複数の共有で決定権がないと思っているが納税通知書だけ毎年届いて不快な思いをしている所有者、そういった問題を先送りにしている所有者がかなりいると思う。そこに対してどうにかしてアプローチする道筋を見つけないとボリュームゾーンは取り込めないのではないかと心配している。それともう一点、大和市の近隣ではないところに所有者がいるケースはどのくらいか。それに対しての対策が重点的に必要だと思う。まず、近くにいないと興味がないということと、空き家を確認へ行くために遠方で交通費がかかるから行かないというようなケースがある。実際、件数が少なければ放っておいても良いが、来るだけで大変という方に対して何かケアがあったほうが良いのではないかと。
- ▼:参考までに市内、市外の所有者数は概ね半々となっている。市外の所有者のうち、相続された方が遠方に住んでいるというケースが多い。

- :相続人の人数等は把握しているのか。
- ▼:相談があった空き家の場合は登記を取得して調べるが全ての空き家の登記は取得していないため、近隣から苦情が出ていない空き家については所有者の人数や市内・市外等の居住地は把握できていない。
- :空き家の相続の登記というものは概ね済んでいるものなのか。
- ▼:未了がないかということか。
- :そうだ。
- ▼:一概には言えないが、大和市の場合は放置されていることは多くない。数的には全国的に問題となっているが、都心部では比較すると少ないと考えられる。
- :私の実感として、近くに3軒空き家があり、1軒はやっと動きがあった。1軒は所有者が市内に居住していないため全然動きがないように感じる。1軒は近隣の方がまだ問題と思っていない。いつ泥棒が入るか、いつ火事になるかというように近隣でも困っている状態が10年以上続いている。好物件だと思うが、動いていない空き家もあるという印象だ。
- :おそらく税金の問題もあるのではないかと。資料の管理不全空家等の解消・除却、ここが重要だと思う。もちろん啓蒙活動も重要だが、現在住んでいる地域は、ボヤや不審者が侵入して住んでいる等あれば、周りの意識が高い地域だとすぐ問題になる。この優先度が非常に低いと思う。もう少し上げた方が良いのではないかと。取り組んでいるという姿勢が重要である。能登の地震でも火事というのは地域の安全度の上でも非常に重要であり、周りの方が巻き添えになるなど、そういったことにセンシティブになっている時期でもある。この優先度を上げると皆さん安心するのではないかと。マーケットとして人口を増加させよう、不動産のアセットを増やそうということよりも、管理不全空家等の解消・除却の方が重要だと思うがどうか。
- ▼:今回、法改正もあり、これまでは特定空き家等に認定して勧告した段階で、固定資産税の特例がなくなった。また、特定空き家等の一歩前の管理不全空き家についても勧告をすることによって固定資産税の六分の一の優遇が解除されることになった。このような法に基づいて措置を行っていく必要がある。そのために地域のガイドラインを作成してバランスよく、特定のところではなく市民の方にもわかるように配慮していく必要があると思っている。
- :計画の中に入れるかどうかというのは市の判断で良いと思うが、全てを行政でやる必要はないと思う。例えばNPO 団体や福祉関係の法人等、あるいは不動産事業者の中でも地域のマーケットを考えて動く方々など色々なステークホルダーがいる。何度も利活用と言っているが計画の中に利活用を入れるということや行政が個別の不動産を利活用して動くことは難しいと思う。ステークホルダーを取り込みながら空き家活用をしていくというように内部でもコンセンサスをとられていた方が良いと考える。
- :それに付随して、各種団体や、連携を考えられる団体に協定を結ぶ予定など今後どのようにしていくのか。各種団体を集める時に空き家対策に関しての委員会や会議を開いていくなど、想定してもらいたい。ここで議題にするより、専門的に特化したところとする議題ではないかと思う。その辺を見据えてもらいたい。私は団体の代表として参加しているからどこまで協力できるのかということもあるが、そのような時期も出してもらえると助かる。
- :この4章の空家等の発生抑制から管理不全な空家等の解消・除却等までであるが、大和市としては現在どこが肝だと思っているのか。
- ▼:発生抑制から利活用、適正管理、解消・除却、この4つを方針の中で定めている。大和市の場合は交通の利便が良いと言われている。基本的に接道がない所でなければ流通にのってくる。そのような事情もあるが、今後少子高齢化などもあるため発生抑制に力を入れていきたい。全体のボリュームはそれほど多くないので今後増やさないということが大きな目標だと捉えている。
- :大和市の場合、通常の物件であれば流通するというエリアなので、借り手を見つけるマッチングというよりは条

件を整えて流通させようということ。発生抑制に力を入れていこうということ。当然、管理不全を放っておくわけではなく、発生すれば対応するということ。

○：市に問い合わせをする窓口というものはあるのか。

▼：建築指導課に問い合わせができる。

○：その辺りの周知はしているのか。以前に住んでいた近所にも 10 年以上の空き家があったが市に相談しようということが頭になかった。

▼：近隣の方や自治会からも問い合わせがある。それを基に現地調査や所有者を調べる。現況を見て適正管理が必要であれば所有者に指導する。

○：そこから空き家バンクなどに結び付くということは、まだないか。

▼：そのとおりだ。

○：宅建業者とどう連携していくかという話もあるが、使える物件が出れば大和市の場合は流通するという前提での対策である。

○：先ほど出た話と関連するが、対策をとって効果が一番よく見えるのが④のステージ。③②①とステージが下がることによって効果が見えにくくなると思う。その意味ではやはり重点的に取り組むのは④のステージではないかと思う。

○：他に意見はあるか。空き家の話というのは、それぞれの立場から意見が尽きないと思うが引き続きお願いしたい。

(2) 大和市街づくり推進会議分科会について

事務局（街づくり推進課）より、「大和市街づくり推進会議分科会について」を説明

質疑応答（○…委員 ▼…市）

○：大和市には街づくり推進会議の他に色々な会議体があるが、分科会を設けるということは一般的に行われていることなのか。

▼：市の中では都市計画審議会や建築審査会、開発審査会というものが建築の主な審議会だが、その中で分科会までは設けていない。推進会議で分科会を設けるということが初めての提案となる。

○：他の自治体では審議会の中で分科会を設けるというケースは決して珍しいことではない。審議会など法律で定められている組織はその役割があるため分科会を設置する時には条例で定めたりする。本来やるべきこと以外に例えば集中的に都市計画マスタープランを作ろうという時に分科会を設置する等、大和市のように街づくり推進会議がないところは都市計画審議会の中に地区街づくりのことを担当する分科会を設置することもある。大和市ではあまりないかもしれないが一般的にはそれほど珍しいことではない。

▼：補足だが、街づくりに関する審議会に関しては先ほど話があったように開発や建築審査会に分科会をおいていることはないが、大和市の総合計画審議会や福祉関連では一部分科会をおいている審議会はある。大和市の附属機関に関する条例、この推進会議もその条例に基づいて作られているが、そこにはやはり審議会の事務負担を軽減するために部会を設置して活用していくことが好ましいと考えられている部分もあり、市としては分科会を設置して皆様の負担を軽減し円滑な審議をするためにこういったものを活用することが元々想定されている。

○：いくつかに分けてじっくり議論できる場を作ろうということの提案だ。

○：基本的にはいいが、今の説明を聞いていると分科会を設けるということはいくつかではなく議題によって数が増えてくる中で、この13名の中に専門で分科会に選ぶ方々は2名までということになるのか、人数の縛りがわからない。その分科会によって人数を追加し、13名の最大に含まなければ良いのではないか。あくまで、この推

進会議には13名まで分科会は人数を追加しても良いということではないのか。

○: 条例上と書いてある。条例の中で専門員も含めて全員で13名までと規定があり、これを変えるには条例のため議会までいかないと人数が変えられないということだ。次に、条例を改正する機会があればその時にまた議論になると思う。今回のこの案件だけで条例を改正することは難しい。13名ということにこだわりがあるわけではない。

○: 承知した。

○: では引き続き、中央森林東側地区の話をしてもらう。

事務局(街づくり推進課)より、「中央森林東側地区について」を説明

質疑応答(○…委員 ▼…市)

○: 分科会で協議されたことがどのように担保されるのか。

▼: 分科会は、業者の方から提出してもらった計画をより良くするため専門家の意見をいただき、できる範囲で業者の方に建築計画を見直してもらうという位置づけを考えている。分科会に挙がる案件は認定基準を満たしたものが出てくるが、さらにより良くしていくにはどうしたら良いかということも議論していただいて業者にできるものは修正や見直してもらうという形になる。

○: 業者としてみれば、やるかどうかはわからないが意見を承りましたということになるということか。

○: 都計審にも市民委員がいると思うがその方達がどのような意見を出されていたのか。分科会では地域の声というのはどのように届くのか。現況のところに畑、資材置場、駐車場等の未利用地が広がっていると書かれているが私の中では未利用という感覚は無く、そのような曖昧な空間として生きているという印象がある。大和駅プロムナードを委員のメンバーで見学に行った時、横浜市の宣伝した都市計画をしている方は「裏側だな」という感覚だったが、私と他委員は「大和っぽい」という感覚だった。街づくり賞を選定時も「大和感が出ている」という言葉が出てくる。筑波の都市計画で自殺者が増えたが、そこに屋台が出ることによって自殺者がなくなったということが私の経験の中にあってその辺りの感覚というのはどのように反映されているのかが気になった。その辺りがクリアしていくのであれば、良いのかなと思う。

○: 今回は分科会をこの議題で設置するということに対して一定の方向性を作りたいということだが、それを議論する上で疑問点は解決しておこうという趣旨だ。この基準や手続きはもう決まっている。意見は言えるが、運用上の話なので本当は内示となる。委員に重ねて言うと市で事前調整したものが来てても何を言うのかということが事前打合せであった。これは走りながら運用は変えていくということだと思う。年間の件数は1件あるかないかという感じか。

▼: そのとおりだ。年間で1件あるか、ということ考えている。

○: 所有として1,000㎡を超える敷地というのは結構あるのか。

▼: 以前、畑をやっていた方が多いので、1,000㎡を超える敷地は結構ある。

○: この1,000㎡は開発の単位ではなく建築物の延べ面積か。

▼: 建物の延べ面積である。

○: 1,000㎡を超える敷地は影響力があるので調整をしようということになる。

○: 周辺地域の町内会や住民等からの意見について調整は済んでいるのか。

▼: 地権者の方々への説明は済んでおり、9割以上の賛同は得ている。

○: 地権者だけでなく、その周辺地域の方についてはどうか。

▼: 周辺地域の方については、公聴会や手続きの中で都市計画法の縦覧手続きなどを行っている。また、神奈川県

都市計画審議会は通り、決められた手続きは行っている。

○:ただ、運用については不安なこともあるので走りながらやっていく。

▼:実際やってみると意見が出てくることはあると思う。

○:運用を変えるなど基準を変更する際は都計審が行うのか。

▼:例えば 1,000 m²以上の建物全てを分科会の対象案件とするかということは今後よく考えながら、例えば共同住宅はどうかなどまだわからないが考えていく。

○:こちらの分科会の中で行われるので黙っているわけにはいかない。意見を言っても良いと思うので動きながらやっていく。

○:都計審は通ったがまだ曖昧な部分があるのか。

○:曖昧な部分はない。基準があって基準に適合しているかどうかは事務局で行うが場合によっては何人かの委員が意見を言う可能性もある。基準を越えてもこの場所はこうだから、など場合によっては専門的な見地で言った時にそれがどれだけ影響があるかというのはわからない。

○:自分達が言いにくいことを私たちが強く言えば叶うかもしれないということか。

○:専門家の意見は逆に影響の強い、市の職員が言えないことを踏み込んでいくとかはまた会議の上でまた色々あると思う。事前に基準を確認しているからそれを追認するだけでは意味がない。

議題の順番を変更して進行

(3) 第22回大和市街づくり賞について

事務局(街づくり推進課)より、「第22回大和市街づくり賞について」を説明

質疑応答(○…委員 ▼…市)

○:表彰される人は応募をした人なのか、歩くのが楽しくなるまちを維持管理している人なのか、誰が表彰されるのか。施設の評価や場所の評価のことならわかるが「みち」の場合は誰が表彰されるのか。

▼:応募されたものが道で、例えばそこに花を植えている活動がある場合はその活動者。活動されている方がなく、そのハードの道が応募された場合は管理者を表彰する予定だ。

○:大和市が管理している場合、表彰されるのは市ということか。

▼:公共施設は市となる。

○:承知した。

○:前回の会議でも話したが単位とは何か。今回は活動もあり、街並みだが一軒だけ素敵な家があればそれでも良いのか。

▼:幅広く募集していきたいと考えているので、何軒繋がりなど規制を設けず、一件でも活動でも空間でも募集したいと考えている。

○:すごく良いテーマだと思う。居心地が良く歩きたくなるまちというイメージはわかるが、ウォークブルシティなど世界中が行っているから、バリアフリーなどは視点の対象にならないのか。

▼:対象としていないわけではない。そのような視点でも応募してきていただきたい。そのようなことも伝わるように、リーフレットにも記載する。

○:選定の視点が2つで良いのか。また、今の意見のように多くの人が歩きやすくなっているということも視点に入れるのか。

○:テーマに「空間」があると、普通に公園などが応募されるのではないか。

- :例えば今のようなものも視点に入れた方が良いのではないかと。前は視点が4つほどあったと思う。
- ▼:前は4つの視点があったが、今回は2つにした。
- :街並みというと景観のこと。全体の地域に道が通っているにしても歩き続けるわけではなく、止まったりたずむなど経験に広がりがある。これを見ると道の周りに花を植えている、看板が良いなど矮小化している。街としてその地区を良くするためにどのくらいの絶対的な意図があるのか見えた方が表彰をするには相応しいと思うがどうか。
- :例年と違って今年は何かという、少なくとも長さがあるということにした方が良いのではないかと。今のままだと、テーマの言葉は違うが去年と同じように思える。
- :ルートを示してもらうというようなことは検討されたのか。例えば、ここを歩くと良い、そこを表現するのにここに建物があり、角を曲がるとこんなのがあって素晴らしい、というような歩きながらのストーリーがあるとウォークアブルな感じがする。
- :今年は少し歩くと心地良いというように長さを持っているぐらいが良いのではないかと。
- ▼:個々ではなくある程度、連なりがあるようなものでよいか。
- :路地や通りって良いと発見することも大事である。発見した方を表彰することも大事であり良いと思う。
- :先程「大和らしさ」という言葉があったが、大和らしい道というのも良い。
- :地域ごとで評価対象は違うが面白いものが並んでいる通りも、上品な街並みも緑が多い通りもある。私はどういう道を選ぶのかという、やはり少し広くて緑が多いところを選ぶなと思った。だから、この意見はよいのではないかと。評価対象が楽なものなどあると思うが何か繋がるものがないかと思う。
- :風景の評価なのか。例えば、大和のここから富士山がとても綺麗に見える、この公園は非常に整えられているなど景観や風景の評価を求めたいのか、それとも他の100人はいいねと言わなくても自分の経験値の中でこの路地は良い、この通りは気持ちが良いなど個人的な体験を通した街並みなのか。ヤマトグッズや図書カードを渡すことをやめて、風景の写真展をするなど方向性を変えた方が良いのではないかと。
- :提案した方の個人の人生を重ねても良いと思う。
- :つきみ野だったら花を植えているストーリーがある。
- :ここから駅に行く途中でも花がある住宅街が良いと思う。
- ▼:以前、「伝えたい 残したい やまとの景観」があった。景観条例ができた時に色々写真撮ってもらい、自分で好きなものを選んで応募いただいたが良いものがたくさんあった。その際に44件選んでパンフレットを作成したが、今度は通りを選び自分の好きな通りというようなものを50選としてみるなど選定していくのも良いのではないかと。街づくり賞、別の企画でやっても良いと思う。健康の関係でウォーキングマップのようなコースを選んで配布しているところもある。そのような所を歩いてみるのも良い。今回は景観的な街並みがいいというコースを1つの冊子にまとめるのも良いのではないかと。
- :テーマが「空間・街並み」ではなく、「道」で良いのではないかと。
- :方法は問わないが写真の質をどうにか上げられないか。2つ道があって審査基準に写真そのものを入れるのか、受賞した景観や道をプロのカメラマンに撮影してもらうかの二択だと思う。せっかく集めたものの魅力をもっと伝えたい。映像でも良い。
- :審査する時の写真が魅力的でなかったりする。
- :順位をつけなくても良いのではないかと。余程、これは違うというものがなければ、写真は選ばれたものを市が一律に撮影して街づくり賞のパネル展にするというのはどうか。
- :パネル展の来場者に気に入ったものにシールを貼ってもらい決めるというのも良い。
- ▼:3月号の広報やまとに街づくり賞募集案内を掲載する予定のため、ある程度原稿は提出している。修正が間

に合うかどうかを広報に確認する。

- :募集要項の中に地図をなぞったマップがあるとわかりやすいのではないかな。
- :どこからどこまでかというマップがあれば少し動きがある。選定の視点を書くかどうか。
- :選定の視点は、この応募用紙に書かなくても良いのではないかな。
- :いかに応募のハードルを下げるか。やはり自分が応募すると責任があると思う方もいる。
- ▼:いただいたご意見を基に選定をなくすことやパネル展示を行うことなどを含めて事務局で検討させていただきたい。
- :表彰の時にパネル展はやる予定だったのかな。
- ▼:そのとおりだ。表彰式の時はいつもパネル展示している。
- :そのパネル展でシールなど貼ってもらい、その当日に集計し表彰してしまうというのはどうか。
- :来場者の子供も貼れるし、その方が盛り上がるのではないかな。
- :表彰式と書かずにパネル展と書くか。
- :パネル展に来てもらう工夫が必要だが、やってみる価値はあると思う。
- :期間を設ければ良いのではないかな。
- :会場はどこになるのかな。
- ▼:シリウスサブホールの1階辺りを検討したい。
- :応募用紙に書くべきなのは今回パネル展をやるということ。
- :みんなで投票する。あとはこのテーマの文章は変えないといけない。
- ▼:検討する。
- :この文章は広報紙には載らないのかな。最低限の情報のみか。
- ▼:そのとおりだ。事務局で検討させていただき、後日メールで報告させていただきますので回答をお願いしたい。
- :市のホームページに掲載するのかな。
- ▼:市のホームページには募集期間が始まってから掲載する予定だ。

(4) みんなの街づくり条例について

事務局(街づくり推進課)より、「みんなの街づくり条例について」を説明

質疑応答(○…委員 ▼…市)

- :要するに、当初は今年度みんなの街づくり条例を含めた今までのこの街づくりの仕組みのどこが課題か、どの辺の議論が必要かなどの骨子を整理して次年度詳細な検討をしていくということを考えていたが、逆に言うと市としてはもう少しゆっくり議論しても大丈夫ということになった。都市マスが改定したからというよりは色々状況も変わったので総合計画が改正するタイミングで場合によってはそこで変えるものは変えれば良い。もう1~2年議論ができるということなので悪い話ではない。中々議論が熟すのは難しい。大和市に限らず、この地区街づくりの仕組みというのは行き詰っている。地域社会の状況が変わってきている中で根本的に考えるとなると深い議論が必要となる。いずれにせよ、もう少しゆっくりやろうということ。課題の総括のところはいくつか課題がある。ルール作りやルールの在り方などはこのままで良いのかな。ルールだけじゃない街づくりも大事。啓発系の事業も街づくりの入口になっていないということもある。先ほどの空き家のような話は大和市だと街づくり的なアプローチもあるかもしれないという議論ができる。これは継続的に議論していく。何か質問等あるか。

質疑なし

▲:後日、何かご意見があれば意見シートに記入して提出してもらいたい。

4. その他

事務局より事務連絡

5. 閉会

以上